

## 1. 飛沫感染の予防対策

おださが鍼灸院は予約優先ですので、待合室が込み合うことはございません。

待合室はお1人でお待ちいただけます。

[待合室]



稀に、ご高齢者などが予約時間より早くご来院してしまう場合がございます。

このような場合には、補助椅子をお出しするなどして、2メートル以上の距離を保つようにご配慮します。

更に、ドアを隔てた玄関口にも椅子をご用意してあります。

[玄関椅子]



同時に行う施術人数は最大お2人まで。  
ベッド間は1.8メートル以上、カーテンで仕切り、加湿器をフル稼働しています。

[施術室]



[加湿器]



## 2. 空気感染の予防対策

適度な換気を行い、換気扇や空気清浄機をフル稼働しています。

[換気扇]



[空気清浄機]



### 3. 接触感染の予防対策

あなたが自由にご使用いただける洗面台がございます（ポンプ石鹸を備えています）。  
手洗いを小まめにしていただけると接触感染の予防になります。

[洗面台]



※これらの消毒は消毒効果がある「かもしれない」というものであり、これらを使うことで新型コロナウイルス感染症の感染を予防できることを保証するものではありません。

追伸. アルコールや次亜塩素酸（ハイターなど）での消毒は、接触感染の予防にはなりますが、飛沫感染や空気感染には全く効果がありません。

—

以下に神奈川県相模原市保健所の基準を記載いたします

施術所の構造設備基準

あはき法施行規則第25条により構造設備基準が設けられています。

(1) 構造設備基準

ア 6.6 m<sup>2</sup>以上の面積を有する専用の施術室を有すること。

[施術室]



イ 3.3 m<sup>2</sup>以上の待合室を有すること。

[待合室]



ウ 室面積の1/7以上に相当する部分を外気に開放できるか、これに代わるべき適当な換気装置があること（ドアは開放面積に含まない。）

[換気扇]



エ 施術に用いる器具、手指等の消毒設備を有すること。

[アルコール消毒液]



(2) 施術所の独立性

施術所は住居、店舗等と構造上及び機能上独立していること。

(3) 施術室と待合室の区画

ア 施術室と待合室の区画は、固定壁で上下左右完全に仕切られ、固定した扉を設けること。

イ 防災上、アを満たすことができない場合は固定されたパーテーション等で区画すること。

#### (4) プライバシー保護

ベッドを2台以上設置する場合や待合室から施術室が見渡せる場合には、各々カーテン等で仕切り、患者のプライバシーに配慮すること。

#### (5) 感染対策

はりを業とする場合には、オートクレーブ・乾熱滅菌器等を設置すること。

#### [オートクレーブ]



使い捨てのはりを使用する場合は、使用済みのはりの保管及び廃棄を安全な方法で行うこと。

#### (6) 衛生上必要な措置

あはき法施行規則第26条より施術所では、衛生上必要な措置を講じることとされています。

ア 常に清潔に保たれていること。

イ 採光、照明及び換気を十分にする事。